

大阪市告示第287号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第4項の規定による指定特定相談支援事業の廃止の届出を受理したので、同法第51条の30第2項第2号の規定により別紙のとおり公示する。

令和8年2月27日

大阪市長 横山英幸

（福祉局障がい者施策部運営指導課）